

医療的ケア児法成立

家族負担軽減目指す

人工呼吸器による呼吸管理など医療的なケアを受けながら生活する「医療的ケア児」の支援強化を柱とした法律が11日、参議院本会議で全会一致により可決、成立した。(福田敏克)

保育所や学校の設置者には看護師らを配置するよう義務付ける。通園や通学の付き添いなど家族に負担を強い

る現状を改める。田村憲久・厚生労働大臣は「看護師らの配置について体制の整備に力を用いる」
超党派の国会議員による勉強会「永田町子ども未来会議」の野田

聖子・自民党幹事長代行らが起草した議員立法として、6月4日、渡嘉敷奈緒美・衆議院厚生労働委員長が提出していた。

法案の名称は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案」で、医療的ケア児の定義、国や地方自治体の責務を盛り込んだ。都道府県は家族からの相談を受け付ける支援センターを設置する。その運営は社会福祉法人などが担う。

現在、医療的ケア児は保育所で預かっても入所者が多く、自治体に預けられなかったり、登校時に取り組みに差があることもかねて指摘を求められたりするケースが多かった。

厚労省によると、医療的ケア児の数はこの10年間で2倍に増えて現在は推計2万人。

現在、医療的ケア児